



月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市斐町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.5.1 No. 3209

不当処分には

ストライキで反撃を

動労千葉は四月二四日、労働省および中央労働委員会に対し、労働関係調整法第三十七条にもとづく争議行為に関する通知をおこなった。この通知は、四月二〇日開催された第二三回臨時委員会の決定にもとづいて出された「動労千葉申三九号」(内容は、①三月一八日ストの勤務証を「争議」とし、「不参」「否認」による不当処分策動を中止すること。②スト期間中の「就労者」にのみ支払う「褒賞金」の撤回。③「年休」を完全消化できる要員配置。④強制配転者の原職復帰の道筋と賃金引き下げの停止。⑤各区事務係の要求の実現)による労働条件確立に関する争議、として出された。JR東日本千葉支社は正当な三・一ハストを「不参」「否認」扱いにし、これを口実にした不当処分策動が切迫するなかで、処分を許さない態勢を早急に全支部でつくりあげよう。

JR東日本は、動労千葉の三月ストとりわけ三・一八戦術拡大のストが清算事業団闘争の高揚を大きくつくりだし、JR東当局とJR総連革マル一体となった「スト圧殺体制」が大きく破綻し、「JR体制」が危機にひんしたことから、その反動的とりもどしをかけた不当処分策動に出てきた。スト直後から社長住田を先頭に、「違法である」「ストライキと認めない」「二、三人首を切る」「裁判に負けてもその間に動労千葉をつぶせばよい」などあらんかぎりの暴言をはいて、懲戒解雇をふくめた組織破壊のみ目的とした処分を行おうとしている。しかも当初主張していた労働法三七条違反はいつのまにか影をひそめ、結局三月一八日の勤務証を「争議」ではなく「不参」「否認」とすることで処分しようとしている。だがいくらJR東日本当局が、三・一ハストが当局の思っ

四月二十四日労働省・中労委に

「争議行為の通知」を提出

労働学校に集まるぞ、 「ストライキ権と支配介入」 5月7日13時 労働センター

た「スト」のイメージとちがっていたからといって、それで労働者への処分が正当かできると思ったら大まちがいだ。

しかも他方で、スト破りに「褒賞金」を支払うという前代未聞の不当労働行為を働いているのだ。こうしたことは全てJR東日本当局がJR総連と結託しているからこそできることなのだ。当局とJR総連一体となった「JR体制」をぶちやぶれ、動労千葉は第二三回臨時委員会で決定された方針にもとづき、当面不当処分策動粉碎と夏季物販に総力で立ちあがる。すでに不当解雇された清算事業団の仲間は物販運動の先頭にたっている。この三月までの清算事業団闘争の勝利の地平のうえに、これをひきつぐ闘いとして、不当処分策動粉碎、夏季物販の成功へ、ストライキを武器に闘いぬこう。

総武支部・関副支部長の再配転を許すな!

JR千葉支社当局は、勝浦運転区から千葉駅売店へ強制配転していた総武支部関副支部長を、本日にも蘇我駅そば店に再配転しようとしている。津田沼沼野支部長、千葉転乗支支部長につづく、支部役員を狙いうちにこの強制配転攻撃は、明らかに組織破壊を意図したものである!

この四月以降、乗務員賃金を切り下げた上に、再配転など弾じて許す訳にはいかない! 全力で反撃に起とう! JRは、全ての強制配転者を原職に戻せ!

5/7労働学校

(講師) 内藤 隆 先生
「ストライキ権と支配介入」
労働者福祉センター
13じより